

令和7年11月定例会 総務委員会（事前）
令和7年11月25日（火）
〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

委員長 古野 司
副委員長 岡本 富治
委員 福山 博史
委員 真貝 浩司
委員 立川 了大
委員 庄野 昌彦
委員 近藤 諭
委員 梶原 一哉
委員 達田 良子

議会事務局

議事課長 郡 公美
議事課課長補佐 小泉 尚美
政策調査課課長補佐 幸田 俊樹

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

局長 吉岡 健次
プロジェクト統括監 木野内 敦
政策統括監 阿部 順次
次長 大岡 士郎
秘書室長 一ノ宮哲也
外事室長 藤川 忠大
政策推進室長 高木 和久

〔企画総務部〕

部長 佐藤 泰司
広域行政担当部長 島田 浩寿
副部長 高崎 美穂
参事 横田 勤
次長（財政課長事務取扱） 布施 貴史
次長（行政改革担当） 福岡 克己
政策企画課長 内海はやと
法制監察課長 森本 伸一
人事課長 小山 高弘

自治研修センター所長	倉橋 文代
職員厚生課長	山名由起子
総務事務管理課長	宮井 陽子
管財課長	千崎 幸代
税務課長	小林 昭仁
市町村課長	林 耕治
地域連携課長	平畠 充祐
情報政策課長	梶葉 圭司
情報政策課行政DX推進室長	西森 修
統計課長	福田 善仁

[南部総合県民局]

副局長	賀原 一徳
-----	-------

[西部総合県民局]

副局長	出口 修
-----	------

[出納局]

会計管理者（出納局長兼務）	森 琢真
副局長（会計課長事務取扱）	大久保 彰
公共入札検査課長	鈴江 和好
公共入札検査課公共入札担当課長	吉田 秀昭

【提出予定議案】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正について
- 議案第3号 徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例の制定について
- 議案第4号 適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第5号 徳島県行政機関設置条例の制定について
- 議案第6号 住民基本台帳法施行条例の一部改正について
- 議案第8号 当せん金付証票の発売について

【報告事項】

- 徳島県と韓国・済州特別自治道との友好協力都市協定の締結について
- 指定管理者制度の見直し方針について（資料1-1、資料1-2、資料1-3）

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（10時44分）

これより知事戦略局・企画総務部関係の調査を行います。

この際、知事戦略局・企画総務部関係の11月定例会提出予定議案等について理事者側か

ら説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤企画総務部長

それでは、提出予定案件の全体状況につきまして、令和7年11月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案19件及び報告2件です。

その内訳は、予算案が第1号の1件、条例案が第2号から第7号までの6件、その他議案が第8号から第19号までの12件であり、そのうち第9号から第19号までが公の施設の指定管理者の指定についてであります。

報告につきましては、第1号及び第2号の2件となっております。

このうち、知事戦略局・企画総務部・出納局所管分は、予算案が第1号の1件、条例案が第2号から第6号までの5件、その他議案が第8号の1件でございます。それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、現時点における追加提出予定案件でございますが、今年度の人事委員会勧告等に基づく一般職の職員給与の取扱いや特別職の期末手当の改正につきまして、今議会中の追加提案に向け準備中であり、質問日2日目、一般質問の日に追加提出ができるよう、必要な関係議案について速やかに調製してまいりたいと考えております。

また、教育委員会委員及び収用委員会委員、土地利用審査会委員の任期満了に伴う人事案件につきまして、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、各議案について御説明いたします。

まず、第1号の予算案につきましては、令和7年度11月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと存じます。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、1、編成方針に記載のとおり、新たにぎわいと活力の創出に向けたアリーナ基本計画の策定をはじめ生産性向上の促進など、喫緊の課題に即応し、未来に引き継げる徳島の実現を加速するため編成いたしました。

一つ目は、（1）魅力度UPとして、アリーナの実現に向けた基本計画の策定による新たにぎわいと活力の創出、県内中小企業者等の成長力強化を促進する設備投資の支援、経営課題解決を促進する新たな融資制度の創設による生産性向上の促進、来年6月に開催される大相撲パリ公演に合わせた阿波おどり、阿波人形浄瑠璃の派遣、相撲とのコラボ商品の開発・販売による本県の魅力発信に取り組みます。

二つ目は、（2）安心度UPとして、分娩取扱施設までの移動に時間をする妊婦への医療機関での出産に向けた事前宿泊支援など、地域で暮らせる社会づくり、国、市町村、関係機関との情報共有を迅速化、円滑化する新システムを構築することによる危機管理体制の充実に取り組むとともに、漁業調査船とくしまの令和9年度更新に向け、建造費用に係る継続費を増額いたします。

三つ目は、（3）透明度UPとして、県合同庁舎の整備に向けた基本的な方向性を定め、時代のニーズに応じた県政運営体制の確立に取り組んでまいります。

2、一般会計補正後予算規模に記載のとおり、補正予算の規模は8億9,206万円となっております。

資料2ページをお開きください。

上段（1）に記載のとおり、今回の補正については、国庫支出金、繰入金、繰越金及び県債におきまして、歳入の補正額を計上いたしております。

また、下段（2）に記載のとおり、歳出につきましては、総務費から衛生費、商工費及び教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

資料3ページを御覧ください。歳出の性質別の内訳を記載しておりますので御確認をお願いいたします。

提出予定案件の全体状況につきましては以上でございます。

次に、総務委員会説明資料に基づきまして、知事戦略局・企画総務部・出納局関係の提出予定案件の概要を御説明いたします。

3ページを御覧ください。一般会計補正予算、歳入歳出予算の総括表でございます。

総括表一番下の総計欄、左から3列目を御覧ください。補正額は、1,200万円でございます。

その右隣を御覧ください。補正後の合計額は、諸局を含めまして1,320億8,512万8,000円となっております。右の欄に財源内訳を記載しております。

4ページを御覧ください。補正予算に係る課別主要事項説明でございます。

管財課でございます。

区分、財産管理費の摘要欄、合同庁舎整備基本方針策定事業の経費として1,200万円の補正をお願いしております。美波・美馬・三好の3庁舎について、防災拠点機能の強化や行政効率の向上に資する新庁舎整備の基本的な方向性を定める基本方針策定のためのものでございます。

5ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更で、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が482億円、補正後の限度額が484億8,200万円であり、2億8,200万円の補正をお願いするものでございます。

その他の議案等といたしまして、まず条例案が5件ございます。

6ページを御覧ください。①徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例でございます。

政治資金規正法の一部が改正されたことに伴い、収支報告書に添付された確認書の写しの交付に係る手数料を定めるとともに、政党助成法の一部が改正されたことに伴い、総務大臣による定期報告文書等の公表に係る都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を定めるものであります。

7ページを御覧ください。②徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例でございます。

条例の分かりやすさの向上及び条例に関する業務の効率化を図るため、縦書きの形式を採用している既存の条例の形式を左横書きに改める等の措置を講ずるものであります。

8ページを御覧ください。③適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

月日の経過や事業の終了による適用対象の消滅等に伴い、関係条例について所要の整理を行うものであります。

9ページを御覧ください。④徳島県行政機関設置条例でございます。

将来を見据えた効率的かつ持続可能な政策推進体制を構築するべく、令和8年度に向け、各総合県民局及び東部各局を廃止するとともに、各部局長直属の行政機関を設置するため、関係条例の制定を行うものであります。

10ページを御覧ください。⑤住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例でございます。

住民基本台帳法等の一部が改正されたことに鑑み、本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務等について所要の整備を行うものでございます。

次に、その下を御覧ください。（2）当せん金付証票の発売についてでございます。

令和8年度における当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決をお願いするものであります。

以上で提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

吉岡知事戦略局長

続きまして、知事戦略局から、1点御報告申し上げます。

資料はお配りしておりませんが、徳島県と韓国・済州特別自治道との友好協力都市協定の締結について、御報告いたします。

済州特別自治道とは、オ・ヨンフン知事の来県を機に、令和7年1月に友好交流に関する覚書を締結して以降、済州フォーラム開幕式での徳島少年少女合唱団と現地のジェラジン少年少女合唱団との合同公演をはじめ、官民双方で交流を深めてまいりました。

こうした中、去る11月1日から4日までの間、本県と済州を結ぶチャーター便を活用し、県内企業や関係団体、行政の担当者から成るミッション団が済州を訪問するとともに、更なる交流の拡大・充実に向け、11月3日に、両県道の知事が友好協力都市協定を締結いたしました。

この協定では、これまでの友好関係を持続的に発展させるとともに、環境や文化・スポーツでの交流はもとより、新たに経済や教育での交流を推進することとしております。

今後、済州特別自治道との連携を強化し、両県道の更なる発展へとつなげてまいります。知事戦略局関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐藤企画総務部長

続きまして、企画総務部から、1点御報告申し上げます。

指定管理者制度の見直し方針についてでございます。

指定管理者制度の見直しにつきましては、これまでの県議会での御論議や令和6年度包括外部監査での御指摘も踏まえながら、本年4月からの指定管理者制度見直し検討会議の設置等を通して、全庁での抜本的見直し検討を進めてきたところであり、この度、今後の更なる取組も見据えた制度運用面及び各指定管理施設の見直し方針について、取りまとめを行いましたので、御報告させていただきます。

資料1-1を御覧ください。制度運用面の見直し方針についてでございます。

新規参入の促進、競争性確保、施設価値の最大化及び透明性の向上の三つの柱立てによ

り、制度改革パッケージとして取りまとめたところであります。

まず、新規参入の促進、競争性確保に向けては、既に先行的に実施しております地域要件の緩和に加え、賃金や物価について一定水準を超える変動があった場合に指定管理料の増減を行う賃金・物価スライド制についても、今年度中の導入を予定しているところでございます。

次に、施設価値の最大化に向けては、引き続き、民間ノウハウ、民間資本の活用をはじめとした県民目線による施設の在り方見直しに継続的に取り組むとともに、指定管理者による新たな自主事業へのチャレンジを支援するトライアル事業支援制度を導入いたします。

最後に、透明性の向上に向けては、情報公開の推進に加え、適正な労働条件の確保などに係る県によるモニタリング体制の強化を図った上で、外部有識者で構成する指定管理者制度運営評価委員会（仮称）により、個別施設の在り方を含めた第三者チェック体制の構築を図ることとしております。

続きまして、個別施設の見直し検討状況につきましては、資料1－3により、各施設所管部局作成の詳細版を添付しておりますが、本日は、資料1－2により、その概略を御説明申し上げます。

これまでの全庁的な議論や総点検を通して、本県において指定管理者制度を導入しております全35施設群について、その施設特性及び目指すべき将来像、政策方向性に応じた抜本的見直し方針の取りまとめを行ったところであり、今後におきましても、新たに設置する第三者組織をはじめとした外部有識者等の視点を踏まえた、継続的な見直しを進めることとしております。

引き続き、指定管理者制度見直しを、県行政における透明性向上や施設価値の向上、ひいては県民生活、県民サービスの向上につなげていくため、継続的な見直しと適正な制度運用に全庁を挙げてしっかりと取り組んでまいります。

企画総務部関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

古野司委員長

次に、関西広域連合議会議員の福山委員から、関西広域連合議会の活動状況について報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合議会について

福山博史委員

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

まず、10月11日に大阪市において開催されました総務常任委員会についてであります。

理事者から、令和6年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件について説明がなされ、全会一致で認定されました。

続いて、第6期広域計画中間案について説明がなされ、委員から、農林水産物の販路拡

大や担い手の育成等に向けた取組の実施主体や取組の一元化について、防災庁の地方拠点設置に向けた今後の取組についてなどの質問がなされ、そのほか、第181回関西広域連合委員会について等の報告が行われました。

次に、10月18日に大阪市において開催されました産業環境常任委員会についてあります。

理事者から、広域観光・文化・スポーツ振興の推進、広域環境保全の推進、関西広域環境保全計画第5期中間案について説明がなされ、委員から大阪・関西万博の跡地における今後の取組について、関西パビリオンにおけるデータ分析及び活用について、プラスチックごみゼロに向けた具体的な取組の方向性についてなどの質問がなされました。

最後に、11月20日に大阪市において開催されました11月臨時会についてあります。

広域連合長から関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について議案が提出され、原案どおり可決されました。

また、総務常任委員会に付託されておりました令和6年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件については、委員長報告のとおり認定されました。

そのほか、一般質問が行われ、本県からは原議員が、関西広域連合における自動運転の社会実装に向けた取組について、がん対策の推進について、関西一円の自然を生かした観光振興について、営農型太陽光発電制度の改善についての4点に関して、理事者の見解をただしたところであります。

その他の議員からは、災害に強い関西の実現について、ドクターへリの安定運航についてなどの質問がなされました。

報告は以上であります。

古野司委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があればこれを受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合委員会について（資料2）

島田広域行政担当部長

私からは、関西広域連合委員会に関しまして、御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。

令和7年9月定例会での御報告の後に開催されました計2回の委員会における主な協議事項等につきまして、御説明させていただきます。

まず、10月23日に和歌山市内で開催されました第182回関西広域連合委員会についてでございます。

1ページを御覧ください。

関西広域リージョン連携宣言についてでございます。

関西広域連合では、設立以来、経済団体とも連携し、広域的な課題に取り組んできたところであり、今回政府が打ち出した、官民が都道府県の区域を超えて共同で取り組む枠組み、関西広域リージョン連携について協議を行い、23日の委員会の場において、関西広域

連合、本県をはじめとする構成府県市12自治体、公益社団法人関西経済連合会、一般財団法人関西観光本部、関西M a a S協議会の連名で、関西広域リージョン連携宣言を行いました。

具体的には、大阪・関西万博のレガシーを継承し、更なる関西の発展につなげていくため、産業振興分野、観光分野、交通分野など、幅広い分野において、取り組むこととしております。

次に、3ページを御覧ください。

11月20日に開催されました第183回関西広域連合委員会についてでございます。

関西広域連合管内のドクターへりについて、運航委託先の学校法人ヒラタ学園における退職等に伴う整備士不足により、12月においても一部運航停止を行うこと、また、来年度以降の運航体制について調整中である。また現在、構成府県や国等で構成する対策チームを立ち上げ、対応を検討するとともに、国に対する要望や運航会社への依頼・調整など、対策を講じているとの報告がありました。

これに対し、各委員から、運航停止中のカバーリング体制を強化すること、来年度以降の継続運航に向け、しっかりと取り組むことなどの意見があり、対策チームにおいて十分に議論いただき、安定的な運航体制確保に向けた対応を進めるとの確認がなされました。

関西広域連合委員会に関する御報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

古野司委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

達田良子委員

1点目は、合同庁舎の整備について、以前には中の職員体制がどうなるのかとお聞きしたわけですけれども、今回は整備の方針が出るということで予算が付けられておりますが、どこをどういうふうに建て替えるとか、あるいは補修するとか、そういう目標をもう立てておられるのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、合同庁舎の整備方針についての御質問を頂きました。

合同庁舎の整備につきましては、9月議会で御説明させていただいたとおり、美波庁舎につきましては、地域の防災拠点としての司令塔機能を發揮し、住民の安心度向上に資するため、高台移転を基本に検討を進めることとしております。

具体的な整備場所の選定に当たりましては、最も重要な津波リスクの低減を最優先の判断基準として、災害時にも業務を継続できる機能性、地域住民の利便性など、幅広に検討を進めてまいりたいと考えております。

美馬庁舎につきましては、本庁舎や徳島中央警察署が被災した際に県全体の災害対策本部機能を担う庁舎となることから、災害拠点としての必要な機能、設備の整備のほか、地域住民の利便性向上を図る観点から、近隣にある県の美馬保健所庁舎との統合を視野に、

改築に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

また、三好庁舎につきましては進入道路が狭く、緊急車両の通行に支障があるほか、敷地の一部に活断層が確認されておりすることから、三好市内での移転改築を基本的な方向性とし、近隣の公共施設との集約化等も含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれの庁舎の整備におきましても、地元自治体や関係機関と丁寧に協議を進めてまいりたいと考えております。

達田良子委員

各合同庁舎は非常に老朽化しているところも多いと思います。それから、間取りとかいろいろな面で、今の感覚からすると使いにくい、そういう面もあると思うんです。

基本方針をいつまでに策定して、次に進もうというのか、きちんと決まっているのかどうかが1点。

それから、合同庁舎によっては、よそから来たらなかなか分かりにくい、行くまでの道が狭くて車の運転も大変な所もあるように思うんです。町全体の道路改修とともに含めて、県民の皆さんのが安全に行けるように見直さなければいけないのではないかと思うんですけども、庁舎の整備と併せて、そこに行くまでの道を広げるとか、危ない所を直すとか、そういうのは視野に入っていないのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、整備スケジュール及び進入道路等の整備についての御質問を頂きました。

まず、今後のスケジュールですけれども、基本方針につきましては今年度中に3庁舎の基本方針を策定することとしております。

また、具体的な庁舎の整備のスケジュールですが、現時点で決まってございません。

また、進入道路等が分かりにくいという御質問につきましては、管轄の関係部局とも連携しながら、整備候補地も含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

達田良子委員

合同庁舎は各地域にとって非常に大切な施設ですので、県民が使いやすい施設に、また働きやすい施設にしていただきたい。これは要望なんですけれども、そこに行くために、危なかったということではなくて、町全体がそこに行きやすいような状況にしたいだきたいたいと要望しておきたいと思います。

次に、総合県民局再編について、これも以前お尋ねし、一体どういう状況になるのか、職員さんが減らされるのかどうなのか、非常に不安があることも申し上げました。再編に当たって、各地域の人口が減っている中で、農林水産業であるとか、あるいは様々な商業であるとか、各地域を盛り立てるといいますか、振興させるための職員配置という観点で考えていくのかどうか。

人口が減っているから再編して人を減らしていくと、ただそういう単純な発想なのか、それとも、どういうふうに各地域を盛り立てていくんだという発想があるのかどうか、その点だけお尋ねしておきたいと思います。

小山人事課長

ただいま達田委員から、総合県民局の再編について、地域を盛り立てていく形の再編になるのかどうかということで御質問を頂きました。

この度の再編につきましては、確かに人口減少社会をにらんで、将来を見据えてというところでございますけれども、必ずしも削減ありきで進めているわけではございません。9月議会でも申し上げたとおり、災害時には交通遮断も予想されますし、あと、他の地域から応援がなくても、当分の間は業務継続できる体制を構築することも必要になってまいります。

また、地域との連携という観点でも、これまで総合県民局体制の下で積み上げてきたものもあるうかと思いますので、そのあたりは継続が図られるような形での人員配置を検討していきたいと考えているところでございます。

達田良子委員

私は阿南で南の地域ですけれども、県民局の職員さんがどんどん減らされて、以前はいっぱい各部屋に執務している職員さんがいたんですけども、空き部屋がいっぱいというふうな、がらんとした状況になってしまっている。そういう中で、昔は農業振興にもすごく熱心に取り組んでいたのに、その部署が無くなってしまった統合されてしまっている。

農業は、その地域の気候とかに見合った政策を立てていかなければいけないはずなんですが、農業が段々衰退していっているから人を減らそうということで取り組んできて、結局は今もう閑散としているのではないかと思えるのです。

だけど昔は、非常に頑張って、お花を作ったりとか、いろんなハウス栽培をしたりとか、そういう指導もされておりました。そして今、気候がどんどん温暖化しておりますけれども、そういう気候に合った農作物をもっと研究して徳島県で栽培していくような、耕作者の人が安心して作っていけるような、そういう環境をつくり出す、そのための総合県民局であってほしいと思うところ、総合県民局をやめて再編してしまうということなのですが、どういう事務所になりましてもそういう視点で取り組んでいただきたいと思うんです。

今まで無くなったところがいっぱいあるんです。阿南で言えばタケノコの研究所まであったんですけども、何年も前にそれも無くなってしまった。

今、住民の皆さん、生産者の皆さんが非常に頑張って再興させているという状況がありますけれども、もっともっと研究の必要があるのではないかと思いますので、単に人口が減ったから再編をということではなくて、どうやって各地域を盛り立てていこうという、そういう視点でやってほしいと要望しておきたいと思います。

それから3点目。ドクターヘリについて御説明がありました。人手がないことが分かつたんですけども、今、遠隔地で怪我人とか病人とか出たときになかなか運べないということで、防災ヘリで対応されているということですが、ドクターヘリと防災ヘリの装備は同じなんでしょうか。防災ヘリの場合は、山火事とか、何かあったときに対応しなければいけないと思うんですけども、防災ヘリのこれまでの運航状況、そして代わりに出動した件数がどれくらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

古野司委員長

小休します。（11時16分）

古野司委員長

再開いたします。（11時17分）

達田良子委員

これは防災の関係ですので、明日の委員会で詳しくお聞きできたらと思うんですけれども、総務委員会として、根本的な解決をどういうふうにお考えなのか、1点お聞きしておきたかったという意味でお尋ねいたしました。それは明日でないと聞けないのでしょうか。

古野司委員長

小休いたします。（11時18分）

古野司委員長

再開いたします。（11時18分）

達田良子委員

報告書が出まして、説明していただいたので、その内容についてお尋ねできるかと思うんですけども、明日、この内容についてお尋ねしたいと思います。

それでは次に、企画総務部から指定管理者制度について資料が出ておりますので、お尋ねします。ざっと見ただけなんですけれども、指定管理を検討する、抜本的に見直しすることですが、抜本的なとはどういうところなのか、お尋ねしたいと思います。

小山人事課長

ただいま達田委員から、今回の指定管理者制度の見直しについての抜本的な要素ということでの御質問を頂きました。

これまでの県議会の御論議であるとか、さらには昨年度の包括外部監査の指摘におきましても、指定管理者の固定化とか、県のチェック体制について、十分でなかつたのではないかといった御指摘を頂いてきたところでございます。

今回の見直しに当たりましては、ずっと20年間、大きな見直しなく進めてきた制度の運用面であるとか、各指定管理施設の在り方をどうしていくのがいいのかといった観点で、新規参入の促進であるとか競争性の確保、また施設価値の最大化、透明性の向上の三つの柱立てに基づいて改革のパッケージをまとめさせていただいたところでございます。

これまでと大きく異なる点としましては、先行して実施させていただいている地域要件の緩和や賃金・物価スライド制の導入といったあたりも、これまで最初に指定管理料を決めればそのままであったところを、昨今の物価高騰下におきましてもサービス水準を維持する観点から、事業者のリスクを排除するということで物価スライド制を入れたり、また指定管理者が新たな挑戦をする場合に、使用料を減免するトライアル事業支援制度といった制度も新たに導入することによりまして、施設価値を高めていく取組。

あと継続的に見直しを図られるような仕組みとするために、外部有識者、第三者によるチェック体制を構築しまして、これまでのようなチェック体制が十分でなかったといった御指摘の部分については解消が図られるのではないかと考えているところでございます。

達田良子委員

指定管理はほぼ5年ということで出ているのですが、中には、住宅なんかは10年と長い期間、徳島県営団地の名東（東）団地は19年8か月、万代町団地、津田松原団地は19年8か月、それから新浜町団地については15年1か月、ほかにも県営住宅があり、県営住宅の大麻団地は5年となっていますが、期間がそれぞれ違うのはどういうわけなのでしょうか。

小山人事課長

指定管理期間についての御質問でございます。

指定管理期間につきましては、それぞれの施設の特性に応じて各施設管理局において設定しているところでございますが、県営住宅等に関しましては整備の時にPFIを導入して整備した関係上、そのPFIの期間を含めた指定管理期間といった整備のタイミングでの設定になっておろうかと思います。

それ以外については、おおむね5年を目途に設定しているところでございます。

達田良子委員

建設時に企画の段階からPFIで建てましょうということで、建設から施設の運営まで含めてずっとそういうことがなされていたからかなと理解できるのですが、実は住民の方から、県が直接管理してくれているところは言ったらすぐに見に来てくれたりするんだけれども、PFIのところはなかなか声が届かないというお声も聞いているんです。

その改善が必要でないかと思うんですけども、見直し、検討も含めて検討していくいただけなのか、お尋ねしたいと思います。

小山人事課長

個々の施設についてのいろんな改善の要望といった点の御質問かと思います。

それぞれの担当施設所管課での対応になろうかと思うんですけども、今回の見直しでいいますと、施設利用者の意見を直接把握できる取組の実施も施設価値の最大化の（6）に入れさせていただいており、各施設所管課につながる一元的な窓口サイトを設けておりまして、そこを通じて利用者の意見等の場を聴取する窓口となるサイトも設けさせていただいているところでございます。こうしたものを通じまして、きめ細やかなニーズの把握といったものも改善していくのではないかと考えております。

達田良子委員

要望として出てきておりますのでここで申し上げましたが、お住まいになっている方の御意見・要望が届いて即改善される状況にしていただきたいと思います。

それから、この制度改革パッケージの中で、（2）に県内企業が主たる役割を担うことしてきた要件を撤廃するとあるんです。そうなりますと、ほとんどというより全ての指

定管理は県内の業者、企業が担っていると思うんですけども、これに、結局、財政力のある県外企業がどんどん入ってくるという心配はないのか、県内の企業が守られるのかどうかという点が心配なんんですけど、その点はいかがでしょうか。

小山人事課長

ただいま、地域要件緩和についての御質問を頂きました。

この度、地域要件緩和に至った経緯としましては、包括外部監査の指摘の中でも、これまで県内に主たる事務所を置く法人等とする要件を設けてきたところでございますけれども、それは適切ではないといった御指摘があったことや、県議会におきましても指定管理者が固定化しているといった御意見も頂きまして、そうした点において、県民にとっては例えば施設の県民の利便性とか、また新たな取組といった面で十分な投資がなされていないのではないかといったデメリットの部分もあったかと思います。

今回の地域要件緩和のメリットとしましては、新規参入がしやすい環境が整備されることに伴いまして、競争性が確保されて効率的な管理運営につながるといった側面があること、あと民間投資とか、県民の利便性向上などといった施設価値が高まることが期待できると考えられます。

デメリットとしては、過度な価格競争により管理運営水準が低下したり、県外企業が参入してきた場合に、御指摘のとおり県内企業との競合といったことも懸念されるわけでございますけれども、今回の県外企業の参入は、県内企業と共同して応募する場合に限定しております、県外企業単独での参入は難しい要件設定にさせていただいております。

適切な役割分担の下で、連携して指定管理業務に当たることによる相乗効果も期待できるのではないかと考えております。

達田良子委員

地域要件の緩和というところでいろんな意味があると思うんですけども、県内の企業さんで応募してくるところが1社だけしかなかったとか、そんなのも多いかと思うんですが、今回出ております見直し検討シートの中で様々な施設が羅列されておりますけれども、1社だけしか応募がなかったところ、それから何社も応募があったところで、多いところは何件ぐらいあって、1社だけしかなかったところは何件とかは、今すぐに分かりますか。

小山人事課長

ただいま、各指定管理施設に関する応募状況についての御質問を頂きました。

今回、更新施設として募集を掛けた8施設に関しましてでよろしかったでしょうか。それに関しましては、応募が県内1社のみという施設が8件中7件、複数の応募があった施設は1件といった状況でございます。

達田良子委員

指定管理に当たっては、慣れてずっとやっていただいたほうがいいところもあるかと思うんです。

それで、5年ごとにころころ変わっていくと困るところもあると思うますが、中には不

適切なやり方をやっていたことも報道されたりしましたけれども、検討状況について適正に、その施設が県民のためになる、そういう方針で取りまとめをしていただきたいと思うんです。

具体的に1点だけ施設名を挙げてお尋ねしたいんですけども、あすたむらんど徳島について、あすたむらんど徳島の在り方検討会（仮称）を設置して基本構想を策定すると書かれておりますが、ここは無料の施設で、遊ぶのにお金が要っても非常に低料金で、楽しく遊べるということで好評なところだと思うんですが、有料の施設にする話をちらっと聞いたことがあるんですけども、その点はどうなんでしょうか。基本構想はそういうふうな方向で検討していくんでしょうか。

小山人事課長

あすたむらんど徳島について、今後の在り方について御質問を頂いたかと思いますけれども、個別施設の詳細の検討状況については人事課において把握できておりませんので、今回の御答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

達田良子委員

ここで、テーマパークなどと書かれているんですが、企業名は言いませんけれども、そういう有名なテーマパークのような公園にしていこう、そして有料の公園にしていこうという計画になっていくのではないかと心配しているんです。

ですから、広く県民の皆さんのお意見をお聞きして、どういう姿が良いのか、個人の考え方方が押し付けられるのではなくて、県民の皆さん幅広い御意見によって施設の検討がされていくというふうに、是非お願いしておきたいと思います。事前委員会ですので、お願いして終わります。

庄野昌彦委員

先ほど、済州特別自治道との友好交流の話が出ました。11月に行かれたということで、その内容等々、どういう方が出席して、どんな会議だったのか教えていただきたいのと、あと、例えば徳島県と済州特別自治道が友好交流を結ぶということは、将来的にどういう意図を持って結ばれるのかを教えていただきたいと思います。

藤川知事戦略局外事室長

ただいま庄野委員から、今回の済州特別自治道との友好協力都市協定締結の概要について御質問を頂きました。

本年11月1日から4日間の間、徳島と済州特別自治道を結ぶチャーター便を活用いたしまして、経済や環境、教育など9分野の企業や関係団体、行政の担当者から成る133名のミッション団が済州特別自治道を訪問し、資源循環システムとかインターナショナルスクールといった先進事例の調査や徳島のプロモーションを展開したところでございます。

この機会を捉えまして、徳島県と済州特別自治道との交流拡大、それから充実に向けて、11月3日にオ・ヨンフン知事と友好協力都市協定を締結したという形でございます。

今後の取組について、両県道は人口規模とか自然環境、柑橘の産地など、また剣山と済

州のハルラ山という標高が高い名峰がございまして、こういった多くの共通点を有します。

特に、済州は地方分権とか国際観光の先進地のみならず、様々なプロモーションでも、徳島として学ぶべき点が多いと感じているところでございます。

このため、今回の協定締結を機に双方の強みを生かして、しっかりとお互い勉強、吸収し合い、交流を加速してまいりたいと考えております。

庄野昌彦委員

事前委員会ですから、そんなに深く聞きませんけれども、かなりなお金が掛かっていますよね。それだけの大訪問団が行って交流するという、いろんな県内の企業さんの代表とか、教育関係もいたかも分かりませんけれども、そういう方々が行って交流するのはいいんですけど、結局は、徳島県内に住んでおられる県民の方々にとって、いわゆる恩恵といいますか、交流することによって、かなり支出はあるんだけれども、このぐらいのメリットがあるんだよということが具体的になければ、上層部と言ったら少し言い方が悪いかもしませんけど、ただ一部の方々が交流して、対外的に徳島県はやっているんだよということだけでは駄目だと思うのです。

それが未来永劫なのかどのぐらい続していくのか、それからそのことによって、県民にとってどのぐらいの経済効果があるのかを、1年、2年ぐらいたって、きちんと県民に対して示していかないと。ただかなりの人が行って交流してきたよだけでなく、その結果どういうことになったのかを示していかないと、私は余り意味がない気がいたします。

ただ、その当時の首長さんが交流して良かったねというだけでは今の時代、本当にどうなのかなというふうに少し思いました。

それで、知事が徳島県庁を空ける機会がかなり多いという、それは海外、済州に行ったり、韓国に行ったり、済州島も韓国ですが、タイへ行ったり、いろいろしていますけれども、トップセールスも私は良いと思うんですけども、報道で指摘されていましたけれども、それはそれで知事戦略局としては特に問題はないんですか。それと、知事の移動にかかる費用はどんな試算をしているんですか。

例えば、知事が一人で行くわけではないでしょう。知事は公人ですから、何かあったら困りますから、スケジュール管理も含めて県職員の方が、誰かは付いていくわけでしょう。例えば知事が韓国から直接タイへ飛ぶというふうなことも載っていましたけど、そのとき随行職員さんはどういう形で判断されるのか、私は少し気になったんです。

知事は公人ですから、ここから先はいいと、あとは私が行くからというのは、どうしたことなんですか。教えていただけたらと思います。

古野司委員長

小休いたします。（11時39分）

古野司委員長

再開いたします。（11時42分）

藤川知事戦略局外事室長

ただいま庄野委員より、今回の地方外交の取組の成果等々につきまして御質問を頂きました。

本県は、今年を徳島の国際化元年と位置付けまして、海外との交流拡大や連携強化を図る地方外交を重要な施策の柱と据えているところでございます。

知事のトッププロモーションにつきましても、関係機関とのつながりづくりや魅力発信、それから友好交流関係の構築といった地方外交の推進を目的に実施しているところでございます。

繰り返しになりますけれども、こういったトップセールス、それから先ほど御説明いたしました海外との友好協力関係の構築の取組は、観光誘客や県産品の販路開拓、それから先進地事例の技術、学び、研究、それから若者の国際感覚、異文化理解の深め合いなど、地域の活力向上が図られ、県民、県内企業へのメリットがあると考えております。

今後とも、産業とか観光とか文化といった関係部局、関係団体と連携いたしまして、人流、物流、商流の創出に取り組むことで、本県の課題解決や青少年の育成、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

立川了大委員

関連で、県と濟州の話が出たので、2点だけ聞かせてください。

庄野委員から将来的にどういったふうにという質問があって、今回はチャーター便で行かれたということですけど、交流を重ねていくことによって、今直行便がないので、例えば、県民の方が濟州に行くに当たって、定期便を就航することを目指されているのか、今の時点でいいのですけど、そういう考えがあるのかと、こういう協定が結ばれて、徳島の方が濟州の方と仲良くしようではないかと濟州に行きたいとなった場合に、先ほども言いましたけど直行便がないので、最短ルートとか、一番近くの空港だとどこから行ったら濟州に行けるのか。どういうルートがあるのかが分かれば教えてください。

藤川知事戦略局外事室長

ただいま立川委員から、濟州特別自治道との友好協力協定締結後の御質問を頂いたところでございます。

まず、いわゆる空の導線であります定期便等々につきましては、観光誘客等々も含め、定期便の状況につきまして、インバウンド、アウトバウンドは所管外でございますので、お答えは差し控えさせていただけたらと思います。

また、県民の方が濟州に行く場合の最短ルートの御質問でございますけれども、これについても今、手元に資料を持ち合わせておりませんが、今回濟州に行かれた方につきましては、例えば関西国際空港から濟州に直接飛ばれるとか、あと、徳島から1回仁川空港に行って、そこから金浦国際空港から濟州空港に行かれるというような複数のルートがあると承知しております。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で知事戦略局・企画総務部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時47分）